

○議長（小林哲雄）

日程第３ 議案第１９号 開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町庁舎整備基本構想及び基本計画の策定にあたり、庁舎整備に関する事項について検討及び協議を行うため、開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を朗読いたします。議案第１９号 開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例を制定することについて。

開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２６年５月２６日提出、開成町長、府川裕一。

条文の説明に入ります前に、今回の条例制定の背景についてご説明をさせていただきます。

本条例は、将来を展望した庁舎の役割や、機能に関して設計の前提となる基本的な考え方をあらわす基本構想及び事業規模、事業費概算と事業実施のための設計与件をあらわす基本計画を策定するにあたり、検討及び協議を行うことを目的とした執行機関の附属機関を置くために、本議会において条例制定を提案するものでございます。

それでは、各条文のご説明をさせていただきます。１枚目をおめくりください。

開成町条例第 号。開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例。

第１条、開成町庁舎整備基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定にあたり、庁舎整備に関する事項について検討及び協議を行うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、開成町庁舎整備基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。という設置に関する条文となつてございます。

第２条では、委員会の所掌事務を定めてございます。具体的には、庁舎建設の基本的事項に関すること。庁舎建設の位置に関すること。その他、庁舎建設に関すること。となつてございます。

第３条は、組織に関して定めたものとなっております。委員１０人以内で組織することとし、議会の推薦した議員、学識経験を有する者、関係団体の推薦を受けた者、公募による町民、のうちから町長が委嘱するとしております。

第４条は委員の任期を定めたものであり、委員委嘱のときから基本構想等を町長に答申するときまでとしております。

第5条、委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選出され、委員長は会務を総理し、委員会を代表し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。としております。

第6条では、会議について定めております。委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条では、意見の聴取等として、委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、かつ資料の提出を求めることができる。と定めております。

第8条、委員会の庶務は、行政推進部において処理する。

次のページに移ります。第9条、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

続いて附則になります。施行期日。この条例は、平成26年6月1日から施行する。

第2項、有効期限。この条例は、基本構想等を町長に答申したときをもって、その効力を失う。

第3項、招集の特例。この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

第4項、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、この委員会に係る報酬について、地方自治法の規定に基づきまして、必要な事項を定める必要がございますので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正となっております。

第1条においては、53として、庁舎整備基本構想等策定委員会委員を新設するものでございます。

第2条においては、53として、庁舎整備基本構想等策定委員会委員、委員長の職にある者、月額8,000円、委員、月額7,200円を追加改正するものです。

条例、条文の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

吉田敏郎議員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田でございます。今回のこの条例の中の第3条2項について、ちょっと質問させていただきます。

まず、町長が委嘱するということですのでけれども、3番の関係団体の推薦を受けた者。まず、この関係団体とは、こういった関係団体なのか、教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えいたします。こちらは町民の意見を広く聴取するという意味で、今、考えておりますのは、例えば、婦人団体ですとか、それから、庁舎はお若い方からご高齢の方まで利用されるということがございますので、一例を申し上げれば、いわゆる老人クラブ連合会であるとか、そういったところを現時点では想定をしております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

それと今、具体的なことは少し出ましたけれども、その中で、例えば、委員は10人以内にするとあってあります。そして、こちらの4項の中から上がってきた人に町長が委嘱するということはありませんけれども、例えば、4番目に公募による町民というのがございます。こちらのほうだけでも、例えば、10人ほど応募をしてきたと、そうした場合にどう振り分けていくのかということと。また、こういう場合には、どこどこは何人と書いていったほうがよいのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えいたします。特に公募された町民ということで、現時点でこちらのほうで予定しておりますのは、3名から4名程度になろうかと想定しております。ただ、応募の総数等によりまして、若干人数というのは調整できるという意味で、逆に人数をうたわないということで現時点では考えているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

次に、こういう大きな事業でありますので、やはり方向性をしっかり見きわめて決めてから行っていくべきだと思います。

そういうことで振り分けていかないと膨らみ過ぎて、なかなか難しい問題が出てくるのではないかとということで、今、そういう質問をさせていただきました。

その中で、例えば、この間、総務省で2016年度までに庁舎を建て替えるとか、いろいろ公共施設を建て替える場合に、2016年度までに作成計画を提出すれば、その半分が地方自治体の交付税としてかえってくる。そちらのほうに配ってくれるというお達しがありました。そういう意味においても、2018年度にこちらの庁舎を完成させるという計画でっておりますので、そのためにも、少しでも早く計画をし、利用できるものは利用し、やっていかなければいけないのかなと思いますので、ぜひ

そういうことを考え、少しでも早く策定委員会の中での計画を進めていただきたいと思います、そのように思います。

○議長（小林哲雄）

高橋久志議員。

○２番（高橋久志）

２番高橋です。今、論議されている組織の件でございます。条例の後に規則というものを制定して、今出された内容を含めて規則で明確にすると、あるいは条例にかかわる具体的な内容については規則で定めてもいいのかなというふうに私は思うんですけれども、この件は改めて規則をつくる予定になっているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

それから、２点目は、公募による町民ということで、町民参加は非常に好ましいことだと私は認識していると同時に、第７条に意見の聴取等というのが規定されているわけございまして、庁舎建設に当たっては、専門的な学識経験者も入ってくるわけですけれども、それ以外に必要と思われる、委員会として必要な方をお呼びするというのはあっていいのではないかと考えているところでございます。これは条例で入れておりますけれども、内容等によっては、それは検討をせざるを得ない面があると思いますけれども、前向きな形でこれを取り決めていく考えなのかどうか。

それから、もう一点は、庁舎建設については費用も膨大にかかるし、町として基金の積み立てをしているところでございますけれども、町民の方に庁舎建設、基本構想を含めて、やはり町民の意見を聞く機会というものも、これとはちょっと関連的な関係だと思いますけれども、その辺、町としてどう町民に理解を求め、あるいは意見を聞く機会を持っていこうとしているのか、あわせてお聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それではお答えをしたいと思います。３点ほどご質問あったと思います。まず一つ目は、規則の制定についてですけれども、現時点では、こちらの条例を制定いたしまして、委員会を招集いたしますので、その委員会の中で、やはり事細かくに決めるべきであろうと、というご意見が出てくるようであれば、制定するということは考えてございますが、現時点で即規則をつくるという考えはないというふうにお答えをさせていただきます。

それから、２点目の専門家というお話がございまして、こちらのほうは、先ほどの第３条２項で、（２）学識経験を有する者ということで、これも想定になるんですけれども、今考えておりますのは、例えば、大学の建築の教授の方をお招きしたいと考えてございますので、ある程度専門のご意見というのは、そこで聴取できるのかなというふうに考えてございますし、また、それ以外に必要があれば、先ほどの中で、それぞれ意見を聴取することができると規定がございまして、積極的に活用して、幅広い意見を取り入れていきたいというふうには考えてございます。

それから、最後は町民の意見を聞くでしたか。こちらにつきましては、今のところ考えてございますのは、パブリックコメントが1回、それから、町民説明会を最低でも1回以上開催をしたいということで、こちらのほうは内々で規定が、方向性が出てございますので、その方向性で進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番高橋です。規則については、委員のいろいろなご意見を踏まえて、必要ならば設置をするというふうにしてもらいたいと思います。

もう一つ質問したい点は、いわゆる開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正もあわせて提案されているところでございます。これは当然だというふうに思っておりますけれども、確認の意味でお答えをいただきたいと思っている点は、委員長は日額8,000円、それから委員は7,200円となっておりますが、半日の会議だけの場合は、私の認識では半額という形、これは同様にこの委員会も、日額はうたっておりますけれども、状況によって、従来とあわせて、そういう対応をなされているのかどうか、必要としているのか、説明をお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをいたします。ただいまご質問のとおり、従前の例に倣いまして、半日で終わったときには半日ということで考えてございます。できれば、せっかくおいでいただいた以上、半日といわず、1日会議ができるようにというふうには考えてございますけれども、早く終わったときには当然、半日ということで対応させていただくということです。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回、委員会条例を制定するという事で、正式に庁舎建設の方向性を協議し出すんだなということで、いい委員会になってもらいたいなというところをお願いしたいと思います。

3条にかかわる組織について、気になるところであります。課長の答弁の中で、組織内容については説明をもらったところで理解しているところなんです、ここの町長の考え方という部分で、ちょっとお聞きしたいんですが、とにかく、この委員会というのは関係団体の推薦ということで、何々団体から吸い上げて組織しているというのが今までの経過だと思います。

しかし、このたびは庁舎ということで、やはり1回建てると50年という長い月日の中で維持管理をしながら使用していくというものである中で、果たして関係団体に

重きを置いた人選組織でいいのか、ちょっと自分は疑問を持っているところで、この2号の学識経験を有するものという部分に重きを置く中で組織編成をしてもらいたいなと、一つ私のほうからお願いをしたいと。そのような中で、これは町の自治会の長、もしくはそこの推薦というのは当然必要なんですけど、やたらいる必要はないと思うんですよ。やはり組織というものがあるので、そこからは1名というような考えの中で、そのほかに、例えば、防災、防犯にかかわる人、やはり庁舎なのでそういう人を入れて、また、建物のバリアフリー化を進めていかなきゃいけないという部分では、福祉に関する人、また、教育にかかわる人、設計に携わる中では、大変高度ないろいろな技術が世の中には出ていますので、それを助言するという部分では、設計者の位置というのは大変重要だと思いますので、一人という一くくりにかかるとはなくて、やはり二人ぐらい入れて、お互いのいい設計力というものをぶつけ合わせながら、いい建物の部分をつくってってもらいたいと考えているところであります。

また、ここで一番重要になると思うんですが、民間企業、大手サービス業など、接客レベルが高いところですね。開成町では、イオンといろいろな提携をしている中で、そういうパイプはあらわれると思うので、そこら辺から、お客さんをおもてなしするときに、どういう方向性で建物というものがあつたらいいのかというものを、そういう委員会の中で積極的に取り入れていかないと、今までのやり方では、いい庁舎というものはできないと思いますので、これは町長の考え方になると思いますので、ぜひ、そういうものを積極的に取り入れて、この委員会をいい委員会にしていてもらいたいという願いがありますので、そこら辺の組織について、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

今、山田議員から提案のあったご意見、すごく大事だと思っています。特に充て職じゃないですけども、今までのいろいろシーンから見ても充て職が結構多くて、そういうことではなくて、例えば、今言われたように福祉の関係の人、女性の視点、いろいろな視点が大事なので、その人が代表で出てきた場合に、その人個人の意見ではなくて、代表で出てきた、その人が団体に帰ったときに、きちんと意見をまた聞いてもらって、それをまた委員会に出してもらおうという仕組みにしないと、単に代表者が出てきて、自分の個人の意見を言うということではないというふうにしていかなければいけないなと思っています。そういった中で、福祉の分野から防災の教育、民間の説明も含めて、そういう人たちのご意見はできるだけ取り入れられて、町民に対して最大のサービスができるような庁舎にしていきたいと思っていますので、その辺は検討事項として入れさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田議員）

8 番、山田貴弘です。ぜひ積極的にいろいろな人がかかわった中で、いい委員会にしていってもらいたいと思います。

それとあと一つ気になるのが、2 条の所管事務にかかわる部分で、庁舎建設の位置に関することは大変重要なことになりますので、位置を決めたときに、多数決でいくものなのか、議論でいくものなのか、恐らくこれは難しいと思いますので、これはパブコメで意見を募ったから、ここに決めたんだよというようなしこりが残るような位置決定というのはするべきではないと思いますので、ここの部分は委員会の中でも重心を置いた中で、いろいろなところに配慮して位置決定をしていかないと、どんなに庁舎ができて、極端なこと、今の位置から究極でいえば、人口が多いから下島のほうに庁舎を持っていったんだよと、恐らくないとは思いますが、人口比率でいうと確かに多いんですけれども、そういう部分ではいろいろな議論をした中で、この位置決定というのは大変必要なので、庁舎をつくる前に、町民サービスというものはどういうものかというものを含めた中で、位置関係については、ぜひ慎重に町民を巻き込んだ中で決めていってもらいたいと思います。それが 1 点と。

あと 3 号の部分に、その他庁舎建設に関する事ということで、その他ということで、大枠の部分を含めているんだとは思いますが、そういうふうにする中で、いろいろな議論ができるんだと解釈でいいのかどうか、何かその他で特定のものがあるのであれば、ここで示してもらえれば理解したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをいたします。その他というところですが、こちらはおっしゃるとおり、全て包含する形に表現になってございますので、先ほどご質問がありました、庁舎の位置、もっといいますと、そもそも建て直すのか、あるいは補修していくのかという、最初の入り口から最後の建設予定地、それから建設年月日というところまで含めてになりますので、3 番のところ、逆に言うと全て物語っているところですし、逆に言うと大変ボリュームがある場所になるというふうには理解しているところでございます。

○議長（小林哲雄）

前田せつよ議員。

○ 5 番（前田せつよ）

5 番、前田せつよでございます。今、山田議員がお話しされていましたが、組織のことについて、町長が先ほど答弁いただいたときに、女性のというようなフレーズが答弁の中にございましたけれども、振り返ってみますと、さまざまな委員会等と現在の我が行政内を見ますと、やはりこういう女性のメンバー登用が極めて少ないと。本当に二桁の数字を持った委員会等を見ても、一人、多いところで二人というような感じ

で、かなり残念な思いをしているところでございます。庁舎建設に関しましては、女性ならではの、例えばトイレですとか、細部にわたった視点ですとか、あとは本当に生活に根差した細かい視点を女性は多く持っておりますので、この会の組織は大部分女性がこの委員会に入っているんだというような形の人数編成をぜひご検討いただきたいなと思うところでございますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

言い切れませんが、できるだけ女性の視点というのは確かに重要だと思っています。前々から防災の関係についても前田議員から女性の視点のトイレや、いろいろなペットの問題、出ておりますので、そういう意味も含めて、特に福祉の分野とかにも女性が委員さんとなっていただけるような、こちらから決めつけるわけにはいきませんので、そういうのを配慮しながら委員会構成をしていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

井上宜久議員。

○11番（井上宜久）

11番、井上です。先ほど高橋議員のほうから意見を聞くという前提で、答弁でパブリックコメント1、集会等で1という答弁がありましたけれども、私は逆に報告をするという前提でどうかなということで質問をしたいんですけども、今回、審議内容が第3条で1から3までうたわれて、非常に幅の広い審議がされてくるというふうに思います。そういう中で報告するというのは、これだけの大きな事業でありますので、非常に大切なことでもありますので、その辺は十分考えて、適度に報告というものを行っていただきたいというのをお願いしたいと思います。

それから、もう一点、町長の諮問に対して、答申を行うところで委員会は終わることですけれども、この中身の問題で、この答申の終わった時点で、即進行にできるかと、そういうところまで検討するのかどうか、あるいは答申を終わった後、別の組織をつくって内容を詰めていくのか、その辺の考え方を聞きたいと思う。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それではお答えをいたします。先ほどの意見の聴取という中で、第7条の「必要があると認めるときは」ということで、ここの部分で、先ほど前田議員等からもご質問がありましたけれども、特に委員になっていない方であっても、こういうところにおいていただいて、お話を伺いたいと考えております。

それから、報告というのは、ただいまご発言のとおり、当たり前のことですので、進捗状況につきましては、随時ホームページ等で公開をしていくというふうに考えてございます。最終的に調整した後のというお話ですけれども、そういう意味では、答申に至る前に、当然、庁内等にも会議がございますので、政策決定会議等に、こうい

う形で現在議論が進んでいますということでご報告をいたしますので、その中である程度修正、改善等を含めた中での最初の答申になろうかと思っておりますので、その部分については基本構想、それから基本計画については町長への答申をもって、一応固まるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

14番、井上です。今の答弁で、私が出した質問については理解するんですけども、新たに1点お願いしたいのは、第6条で「委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の採決によるところに」と書いてありますけれど、条例等でありますので、こういう文面を出すところはわかりますけれど、先ほど言いましたように、非常に事業のそのものの大切さというものを加味して、できるだけ過半数、こういう方向に持っていかないで、できるだけ委員会の中で詰めて、全員合意という方向にぜひ持っていっていただきたいというのをお願いしたいと思っております。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。3点ほどお伺いいたします。今回は、基本構想について、委員会を正式に附属機関とする形をとっておられますので、これは非常に、私自身は評価できる部分であると思っております。

その中で、第2条で1点ありまして、庁舎建設の基本的事項に関することとあります。2号、3号も類する部分があるんですが、基本的な事項とは、何を述べているのか、簡単に結構ですから、ご説明願いたいということが1点。

それから、もう一点は、井上議員の質問がありましたけれど、答申をもって、この委員会は解散するということになっております。答申後は、どこでどういう形で、さらにまた検討を進めるのかというのは、ちょっとこの条例の中からは読み取れないというところがありますので、この部分はどうするのかということが1点。

それから、もう一点は、この委員会には、委員長、副委員長がありますが、ここは書記、議事録等については、行政側できっちりとした形で議事録をつくるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをいたします。第2条にあります基本的事項でありますけれども、こちらについては、一例を挙げますと、例えば、整備計画策定に当たる前提条件の整理分析、それから、庁舎整備の基本方針の検討として、仮に建設するとなった場合には、そのコンセプトの検討でありますとか、先ほどご質問のありました、予定地の比

較選定であるとか、それから、導入機能の整理ですとか、ゾーニング検討、それから町民スペースの検討と、基本とは言いましても、かなり細かい部分まで考えていくというふうに現在では想定をさせていただきます。

それから、その後につきましては、来年度になりますと、順調に進めば基本設計、それから実施設計と翌年度進んでいくわけですので、その時点で、もし意見を聴取する必要があるんだということであれば、また、こういった形でインフラ整備を考えてございますが、基本構想と基本の計画はできているということになると、あとはどちらかといいますと、技術的な部分がかなり多くなってまいりますので、そういうときに設置が必要であるかどうかというのは、もう少し検討させていただきたいと考えてございます。

それから、先ほどの最後の質問ですね。事務局で事務をとる行うのかということで、当然、事務局も行いますけれども、先般、この基本構想の策定に関して、プロポーザルということで、このままでいきますと、とある設計事務所さんが加わっていただけると思うのですが、そちらのほうでそういった委員会の運営支援をしていただけるということになっておりますので、そこは落ち度なく進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

今、答弁いただきまして、基本構想というのは非常に私も大事だと思うんですね。この部分で大半が決まってしまうかなというふうに思うんです。よく段取り7割と言いますが、その基本構想の部分で、ほとんど7割8割方の形が決まってくるのかなと。その点、非常にここは重要ななと思いますので、お気をつけ願いたいと思います。

それからもう一つ、先ほどからパブリックコメントが出ていましたが、1回行うということでありましたが、今までのパブコメの内容を見ていましても、ほとんど意見がないんですね。1回ぐらいしかないんです。この庁舎建設というのは非常に重要なことでありますので、その辺のところも、もう少しご検討願えないかなと思うんです。ただ、ホームページにパブコメを載つけて、なかったからなかった、1件しかなかったよということであれば、余り意味をなさないんじゃないかなと思いますので、もう少し何か違う形、あるいは違う形等で周知をしていただく、意見を求めるということをして、ご検討願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。基本的なことを2点と、もう一点をご質問させていただきます。

まず、基本的なこととして、委員会の任期なんですけれども、町長の答申をもって終わるとなっていますけれども、庁舎建設の最後尾という、いわゆる完成というのは決まっているんですけれども、委員会そのものの期限というのは決めたほうがいいのではないかなと。例えば、故意に、あるいは恣意的に委員会を長引かせて、最終的に庁舎建設というのが非常に難しくなっているということもなきにしもあらず、やはり常識的な範囲で半年、あるいは1年という期限というのを決めたらいいかなというのが1点でございます。

2点目は、一昨年、庁舎内で専門のプロジェクトが誕生して、そこでいろいろ庁舎建設に関しての検討はされました。その意見反映は、第7条に該当するのでしょうか。それが2点目です。

3点目は、第3条に関することで、今までも皆様方からいろいろお話ありましたが、これは現在の段階でのメンバーというのはわかるんですけれども、庁舎となると、30年、50年というライフというのが考えられます。そこで第五次総合計画、あるいはそれ以上の見据えたことも必要かなというふうに考えます。具体的には、例えば、大きくは合併とか、そういう問題もありますし、あるいは人口構成、いろいろありますのですが、そういったことの見据えというのが必要ではないか。

現在、開成町が他地域から見て非常に発展の途上にあるということは、40年前の基本構想から成り立っているというのがよく言われるところなんですけれども、そういった長期の見通しについて、そういう考えがここに含まれているのかどうか、この点については、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それではお答えをします。1点目の任期についてですけれども、期限を区切ってはどうかということでございますけれども、こちらのほう、平成26年度内に答申をするということで現在動いておりますので、ただ、不測の事態ということも当然考えられないわけではございませんので、あえて期限を切ることなく、このような形での条例を制定させていただいたということでご理解を頂戴したいと思います。

それから、2点目のメンバーについてですけれども、こちらについては、あくまでも基本構想、基本計画についてのみという審議の内容になってございますので、特にこれを今、何かをするというふうには考えていないというところでございます。

それから、3点目、町長から答弁があると思いますけれども、事務局としましては、当然、基本構想をつくるときに将来を見据えて考えていくというのは、頭に置くというのは当然のことだというふうに理解をしてございますので、先ほど、議員ご指摘の件については当然、含んだ上で基本構想を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

建てるに当たり、今の開成町の状況というのは、神奈川県でも人口増加率がトップで元気だと言われている町ですね。県西地域でも、この間の創成会議じゃないですけども、開成町の将来性は数字から見てもまだまだ可能性がある。今の時点です。

この建物をちょっと考えてみたときに、45年近く経つんです。この庁舎、やはりデザインの的に見ても、すごくまだ斬新なデザインが残っていると、当時の設計にしてはすごいのかなというふうに私も感じています。外見だけの話ではないですけども、私たちの今の町の状況から考えて、これから何十年先、開成町が庁舎を見て、ほかの町からも、町民からも評価をされるのはあると思います。そういう意味で、先進的な庁舎というのは考えていく必要はあるのかなと。お金をかけて豪華なという意味ではなくて、今の時代でいけば、再生エネルギーで完全にこの庁舎で需給できることができるかどうかわかりませんが、そういうふうなものを導入するとか、そういうのを含めて、庁舎建設というのは先をきちんと見通して、さらに斬新な、最先端を取り入れた庁舎というものは考えながらつくっていく必要があるのかなと、そのように今、考えております。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

町長答弁の中でありましたけれど、もう一つ、合併ということ考えた場合、開成町が地理的にも総合的にも考えて、もし中心となるとすると、現庁舎、あるいは高層庁舎でカバーできるのかどうかというのは、かなり喫緊の問題じゃないかと思うんですね。そういう意味で、敷地の問題、立地の問題、それから中の機能の問題という細かい問題もあります。そういうことも、やはりある程度の考慮が必要ではないかというふうに私は考えます。

それから、課長答弁の中で一つ、庁舎のプロジェクトのまとめ、これが反映されるのかどうかというのをお尋ねしたんですが、その辺、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

大変失礼いたしました。庁舎プロジェクトは、開成町庁舎整備検討特別プロジェクトチームを昨年つくっておりまして、こちらのほうから整備検討報告書というのは挙がっております。当然、こちらは事務局でも把握しておりますので、今後の議題が進んでいく中では、庁舎の中での行われた会議では、こういった意見が出ていますよということで、積極的に取り入れていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

茅沼隆文議員。

○ 7 番（茅沼隆文）

7 番、茅沼です。2 点ほど確認させてください。この所掌事務の中で、その他、庁舎建設に関することというのがありますが、この中には当然のことながら、資金繰り、資金計画は入っておりますね。その件が 1 件と。

今、公共施設の建設に関する基金というのがあって、積立金が順調にいつていると言われるんでしょうけれども、私から見るとまだ足りないと思いますので、その辺もお願いしたい。

それから、冒頭に吉田議員から指摘がありました、総務省からの交付金の件、大変魅力的な件だろうと思うんです。その件について、行政のほうでは認識されていたのか、認識されていたとすれば、それに対する取り組みがどうなっているのか、もし認識されていないのであれば、これから研究して積極的にやるということなのか、その辺の確認をお願いします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをいたします。当然、その他ということですから、資金計画、それから、いわゆる基金と、順調であるのかというお話でございましたけれども、順調であるというふうにお答えをさせていただきたい。もちろん楽だという意味ではございませんので、これからやはり節約するものは節約して、当然、そこに向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、総務省の関係につきましては、私も承知はしているところでございますけれども、その対象の内容ですとか、それから、面積ですとかというものも、再度確認をさせていただいて、利用するものは利用していきたい。ただ、最終年度、平成 30 年の建設完了を目途にしているわけですけど、それが前後することもございますので、そちらのほうも、また視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 19 号 開成町庁舎整備基本構想等策定委員会条例を制定することについて、原案に賛成の方の規律を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。